

一般事業主行動計画

平成29年3月24日
川崎市川崎区浮島町8-1
株式会社NUC

株式会社NUC行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させる事ができ、従業員全員が働きやすい環境を作る事によって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 までの5年間

2.内容

目標 1. 計画期間中に年次有給休暇取得率を90%以上とする。

(取得率＝当年度取得日数／当年度付与日数)

対策 定期的に年休取得状況を安全衛生環境委員会および各部署に知らせることを継続し、計画的取得を促す。

目標 2. 目標最終年までに、組合員については月間労働時間が200時間以上の年間発生件数を50件以内とし、管理職については月間労働時間が234時間以上の年間発生件数を40件以内とする

対策 従業員全員の長時間労働抑制のため、月間労働時間の管理を行う
管理職は200時間/月以上、組合員は180時間/月以上の労働が発生した場合、上長が健康状態の確認と労働時間軽減を指示する
管理職は234時間/月以上、組合員は200時間/月以上の労働が発生した場合、産業医による面談の可否を判定し、必要に応じて作業制限などの処置を講じる

目標 3. 女性従業員の育児休業取得率を80%以上とする。※

対策 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

※NUC では男性従業員も女性従業員同様に育児休業制度を利用できますが、厚生労働省のガイドラインでも、まず女性従業員の取得率向上を目指しているため“女性従業員”を目標としました。男性従業員の育児休業取得を妨げるものではなく取得を奨励しています。

以上